

# 10月1日は事業所・企業統計調査を実施します

～あなたの事業所も対象です～

本庁企画課（広報統計係）

電話0994-22-3032

事業所・企業統計調査は商店や工場、営業所、事務所、銀行、学校、旅館、学習塾、病院、寺院など、全ての事業所が対象となる大規模な統計調査です。

9月下旬から各事業所に「調査員証」を携帯した調査員がお伺いし、調査票の説明とともに調査票へのご記入をお願いします。時間はおかけいたしませんので、どうぞご協力をお願いいたします。

## 事業所・企業統計Q&A

**Q** 調査の対象は？

**A** 全国全ての事業所や企業が対象となります。

**Q** どんなことを調査するの？

**A** 事業所の名称および電話番号、所在地、経営組織、開設時期、従業員数、事業の種類などです。

**Q** 調査の方法は？

**A** 9月下旬から「調査員証」を携帯した調査員が、各事業所にお伺いし、調査票を配布して後日回収します。

**Q** 調査の結果は何に使うの？

**A** 国や都道府県、市区町村などがこれからの行政や地域のまちづくり、交通政策、環境対策、防災対策などを考える重要な基礎資料として活用されます。



## 会社も、お店も、学校も、病院も。事業所・企業統計調査

平成18年10月1日（日）

9月下旬から調査員がお伺いします。

総務省統計局 鹿児島県 錦江町

## お知らせコーナー ～information～

# 9月



### ◆募集

第5回「ふるさと九州の森林」フォトコンテスト作品募集

私たちの暮らしを育み、様々な働きをしている森林。その魅力や美しさに対する関心や理解を深めて頂くため、里山から山奥まで、あなたが愛する「ふるさと九州の森林」の写真を集めます。

●応募締切 平成18年11月22日（水）

●応募資格 特に制限しませんでした。作品は自作に限ります。

●応募規定

撮影対象は、九州・沖縄の森林に限ります。サイズは、六ツ切または四ツ切（白黒・ワイド・デジタル写真も可）とします。応募点数は制限しませんが、未発表の作品に限ります。合成写真や日付が写しこまれているものは不可とします。応募票に必要事項を記入の上、写真裏面に添付してください。

応募票は本庁経済課及び支所

経済課に準備してあります。

●作品の取扱い

入選作品の著作権は、主催者に帰属します。応募作品は原則として返却しません。

●表彰など

最優秀賞 1点副賞10万円  
優秀賞 3点副賞各5万円

入選 10点程度副賞各1万円

●問い合わせ先

九州森林管理局  
☎096-328-3600

### ◆案内

医療機関の無料健康相談

職場健康診断の見方がわからないなど、健康のことで悩みがある人は、ぜひご利用ください。なお、相談を希望する人は、受付にて、鹿屋・肝属地域産業保健センターの健康相談を利用したいと伝えてください。

●日時

平成18年10月11日（水）  
午後2時から午後4時まで

●場所

たじつ牛根医院（垂水市）  
☎0994-36-3737

※健康診断結果表（基本健康診査可）など持参すると、適切な指導が受けられます。

※相談後の治療は、保険診療となります。

※内容が変更になる場合があります。

ます。

●問い合わせ先

鹿屋・肝属地域産業保健センター  
☎0994-40-5441

肝属郡医師会

☎0994-22-3111

10月1日～7日は「公正週間」です。

遺言や大切な契約は公正証書で

遺言や重要な契約、中でもお金を貸借する場合、土地建物の賃貸借をする場合、養育費をどのように支払うかを決めた場合など、大切な契約を公正証書にしておくことで、権利の争いを防ぎ、あなたの財産を守ります。

●遺言をめぐる骨肉の争いを防ぐために、愛のメッセージとしての遺言をしておきましょう。

●遺言をする場合には、家庭裁判所の検認手続などが不要な公正証書遺言をおすすめします。

●公正証書（執行証書）があれば、裁判手続をすることなく、相手方の財産に対して強制執行をすることができます。

10月1日（日）10時から16時まで、鹿屋公証役場において相談に応じております。

相談は無料です。いつでもお気軽にご相談ください。

●問い合わせ先

鹿屋公証役場  
☎0994-41-3339